

藤井寺市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～について

■第 29 回藤井寺市子ども・子育て会議（令和 5 年 2 月 22 日開催）からの変更点

- ① P. 2 ■団体・支援者調査の概要 「調査対象」民生委員主任児童委員を、主任児童員（民生委員児童員）に変更。

| ■団体・支援者調査の概要 | |
|--------------|--|
| 項目 | 内容 |
| 調査対象 | 藤井寺市内で子どもや子育て支援に関わる団体・機関等 （ <u>地域子育て支援拠点事業所、子ども食堂、主任児童委員（民生委員児童委員）、</u> コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）、市立学校教員（校長・教頭等）、放課後児童会支援員、就学前保育施設、支援に関わる市職員（生活困窮者支援担当、助産師、保健師、家庭児童相談室）、障害児相談支援事業所、子ども・子育て連絡会協力団体、その他子育て支援・青少年健全育成関係団体等 |
| 実施時期 | 令和 4 年 7 月 27 日から 8 月 12 日 |
| 実施方法 | 各団体・機関に対して電子メール・FAX・手渡し等で調査票を配付及び回収 |
| 配付・回収結果 | 配付 73、回収 50、回収率 68.5% |

- ② P. 6 下から 2 行目 生活困難世帯の割合は・・・を、経済的困難世帯の割合は・・・に変更。

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金 ・ガス料金 ・水道料金 ・電話代 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃 ・公的年金・健康保険等の保険料 ・所得税や住民税 ・子どもの学校で必要なお金 |
| <p>◇保護者対象の調査において、お金が足りなくて家族が必要とする食料が買えないことが、「よくあった」または「ときどきあった」と回答した世帯を「③食料購入困難経験世帯」、お金が足りなくて家族が必要とする衣服が買えないことが、「よくあった」または「ときどきあった」と回答した世帯を「④衣服購入困難経験世帯」とします。</p> <p>◇①から④のいずれか 1 つ以上に該当した世帯を「<u>経済的困難世帯</u>」とします。本調査における<u>経済的困難世帯</u>の割合は以下の通りです。</p> | |

③ P. 69 藤井寺市子ども・子育て会議条例の改正履歴の未決定部分（●）へ記載。

| | |
|---------------------|---------------------------------------|
| (2) 藤井寺市子ども・子育て会議条例 | |
| 改正 | 平成25年条例第20号 令和2年条例第6号 令和5年条例第2号 |

④ P. 74 計画策定の経過について未決定部分（●）へ記載

| | | |
|------|-----------------|--|
| 令和5年 | 1月11日 ～1月31日 | パブリックコメントの実施 |
| | 2月8日 | 令和4年度第7回藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議 ・パブリックコメントの実施結果と意見に対する回答案について ・「子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～（案）」について |
| | 2月22日 | 第29回藤井寺市子ども・子育て会議 ・「藤井寺市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～（案）」について |
| | 3月7日 | 令和4年度第8回藤井寺市子どもの未来応援ネットワーク会議【書面開催】 ・ <u>パブリックコメントの実施結果について</u> ・ <u>「子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～（案）」について</u> |
| | 3月23日 | 第30回藤井寺市子ども・子育て会議 ・「子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」の策定について |